第 令 和 百 五. 十 六 号

増

目 次

区漁業調整委員会

○海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程の 部を改正す

漁業管理課)

る告示

海 調 委 員

筑前海区漁業調整委員会告示第三

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第三号 岡県豊前海区漁業調整委員会告示第三号

に定める 海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示を次のよう

筑前海区漁業調整委員会会長

本

清

郎

場 田

澄

夫

男

令和二年十二月

H

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 髙

|漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程の 部を改正する告示 松

区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程 平成十二 一年

福岡県豊前海 福岡県有明

0 部を次のように改正する

岩

区漁業調整委員会 区漁業調整委員会 告 示第 調整委員会

条中 「第十条、 第 三十四条第四 項、 七条第 項 第三十八条第一項並びに

年 十 月 H 並びに第三十八条第三項」を -九条第 項 第 一項及び第十三項 (第三十六条第三項にお

第七十六条、

第八十六条第一項 いて準用する場合を含

(免

項、

第九十二条第一

項及び第

項

(同条第五項におい

て準

垣

刊 (1)並 許後に条件を付ける場合に限る。 びに第九十三条第一 項 (これらの規定を法第八十八条第四項 「第六十九条、 第八十九条第一

用する場合を含む。 並びに第百七十七条第十四項において準用する同条第六項」に改める において準用する場合を含む。 第百十六条第一 一項及び第一

十三条において同じ。) 第四条中 第二条中「(法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。 「令第一条の二において準用する行政手続法第十 」を削る -五条第 項第 以下次条か 号 か 5 第

号まで」 を「次の各号」に改め、 同条に次の三号を加える

- 予定される処分の内容及び根拠となる法の条項
- 処分の原因となる事実
- 意見の聴取の期日及び場

は水産海洋技術センター 第四条第一 一項第二号中 「水産海洋技術センター、 有明海研究所の掲示場」 を「会長が必要と認めた場所」 水産海洋技術センター豊前海研 究所

第十四条及び第十五条を削り

め

第十一 二条中 「令第一条の二において準用する行政手続法第二 一十二条第二 一項本文及び第

項 を 「前条第二項本文」に改め、 同条を第十八条とする

定による」 同条第二項中 一条第一項中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十 を 「第十四条第四項の」 「当該当事者等」を に改め、 「当該当事者又は参加人」に改め、 「請求者」を「当事者又は参加人」 同条を第十六条 -四条第四 に改 項 の規

(続行期日の指定)

海

筑前海区漁業

とし、

同条の次に次の

条を加える

第十七条 る必要があると認めるときは、 委員会は、 意見の聴取の期日における審理の結果、 さらに新たな期日を定めることができる なお意見の聴 取を続行す

2 期日及び場所を書面により通知しなければならない。 頭した当事者及び参加人に対しては、 前項の場合においては 当事者及び参加人に対し、 当該意見の聴取の期日においてこれを告知 あらかじめ、 ただし、 意見の聴取の期 次回の意見の 聴 自に

定期発行日 每週火金曜日

おかなければならない

報

れば足りる。

2

る。。

陳述書」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。する行政手続法第二十一条第一項に規定する」を「前条第一項の」に、「弁明書」を「第十条の見出しを「陳述書の記載事項」に改め、同条中「令第一条の二において準用

いて、処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の弁明の要旨を明らかにして第十四条 委員会は、意見の聴取の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書にお(意見の聴取の調書及び報告書)

よい。
当該審理が行われなかった場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければなら当該審理が行われなかった場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければなら2 前項の調書は、意見の聴取の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、

八条第三項」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。第九条第一項中「令第一条の二において準用する行政手続法第二十条第三項」を「第

(陳述書の提出)

意見の聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。 第十二条 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、委員会に対し、

書及び証拠を示すことができる。
2 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述

第八条第一項中「法第三十四条第七項(第三十六条第三項、第三十七条第四項、

第

四項、 三十七条第四項、 場合を含む。)」に改め、 条第二項」に改め、 する場合を含む。)」を「法第八十九条第六項後段(第八十六条第四項、第八十八条第 を 一十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。) 同条第二項中 第九十三条第三項並びに第百十六条第四項において準用する場合を含む。)」に改め 「法第八十九条第六項 第九十二条第三項、第九十三条第三項並びに第百十六条第四項において準用する 「第十一条第三項及び第十二条第二項」を「第十五条第三項及び第十六 第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用 同条第三項中「法第三十四条第七項後段(第三十六条第三項、 同条を第十条とする。 (第八十六条第四項、第八十八条第四項、 第九十二条第三項 第

許可」を「第六条第一項の参加人の参加許可」に改め、同条を第九条とする。第七条中「令第一条の二において準用する行政手続法第十七条の第一項の規定による

(意見の聴取の期日における審理の方式) 第六条を次のように改め、同条を第八条とする。

明しなければならない。となる法の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説第八条の真会は、意見の聴取の期日の冒頭において、予定される処分の内容及び根拠

2 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日に出頭して、弁明し、及び証拠を提出.

3 前頁の場合こおって、当事者又よ参加人よ、委員会の午可を导並びに委員会の許可を得て委員会に質問を発することができる。

参加人に対し質問を発し、弁明若しくは証拠の提出を促すことができる。 4 委員会は、意見の聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは

限することができる。 その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制 の他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明するとき 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するとき

6 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するために必ら 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序

要な措置を講ずることができる。

第五条第三項中「(意見の聴取の期日を変更した時までに令第一条の二において準用

報 福 岡 県 公 第 156 号 増刊① 3 令和2年12月1日 火曜日 3 。)」を削り、同条を第七条とする。 2 第六条 委員会は必要があるときは、当事者以外の者であって当該処分につき利害関係 第五条 当事者は、代理人を選任するときは、書面でその旨を委員会に届け出なければ する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る う。)は、代理人を選任することができる。 ことができる。また、委員会は前述の者に対して意見の聴取に関する手続きに参加す を有する者と認められる者に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求める この規定は、令和二年十二月一日から施行する。 者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。 ることを許可することができる。 ならない。選任した代理人を解任するときも同様とする。 第四条の次に次の二条を加える。 前条の規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条中「当事 前項の規定により意見の聴取に関する手続きに参加する者(以下、「参加人」とい (参加人) (代理人) 則